

## 8 廃棄物等の輸出入手続

### <バーゼル条約（バーゼル国内法）および廃棄物処理法>

バーゼル条約（有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）は、1992年5月に批准国が20カ国に達し、発効された。同条約は、有害特性を持つ廃棄物（有価である再生資源も含む）の輸出の際、輸入国で環境上適正な処分・リサイクルが確保されるための手続を定めている（図1、表1～4）。

我が国はバーゼル条約を批准しており、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル国内法）」を定めている。したがって、外為法（外国為替及び外国貿易管理法）の輸出／輸入の承認の前置手続きとして、条約に基づく事前通告を行い、移動先（輸入国）での環境上適正な処理の確認を図っている（図2～6）。

また、条約（法）では、事前通告の他、移動書類の携行を義務づけており、これにより、処分の最終確認を行うこととしている。さらに、輸入国で環境上適正な処理ができない場合には、輸出国による「再輸入の義務」が課せられている（図2～6）。

なお、規制される「有害廃棄物」は、条約附属書の「分類」と附属書の「有害特性」で定められており、規制対象の例示が附属書、規制非対象の例示が附属書に掲げられている。

バーゼル国内法とは別途、我が国では廃棄物処理法において「国内処理原則」を定めており（第2条の2）輸出入に関しては所定の手続（環境大臣の確認）が必要である。（第10条、第15条の4の4～6関係）（図7、8）

### <OECDルール>

OECDでは、「廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」により、有害廃棄物の越境移動に関するルールを定めている。バーゼル条約第11条では、二国間及び多数国間協定の締結を認めており、OECD加盟国間廃棄物越境移動については、上記OECDルールが適用される（図9、10、表5～7）。

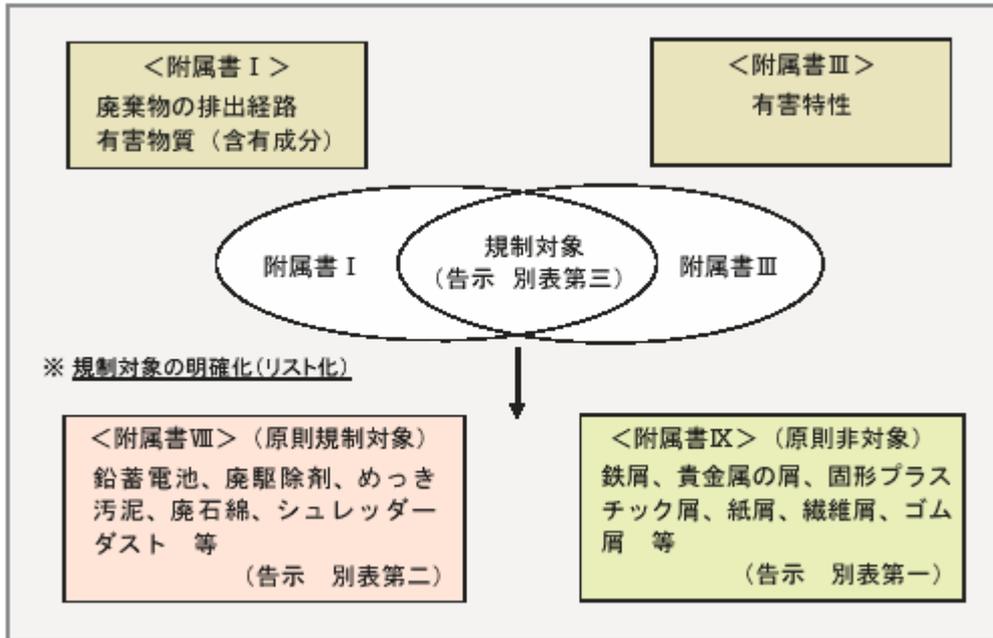
### <批准状況>

アジアにおける主要国及びその他の先進国については、バーゼル条約に加盟もしくは批准している国が殆どである。米国については、1990年に署名したものの、現時点で批准は行っていない（表8）。

### <改正バーゼル条約（トータルバン）>

1995年、第3回バーゼル条約締約国会議において、附属書に掲げる国（OECD又はECの構成国たるバーゼル条約締約国）から附属書に掲げられていない国への有害廃棄物の輸出について、改正バーゼル条約（トータルバン）が採択された（図11）。同改正が発効すれば、有害廃棄物の発展途上国への輸出は全面的に禁止されることになる。

<バーゼル条約（バーゼル国内法）及び廃棄物処理法>



出所：経済産業省および環境省資料

図1 バゼル条約における規制対象物質

バーゼル条約では「有害廃棄物」としての規制対象物となるものを附属書Ⅲに掲げる処分がなされるものであって次に掲げるものであると規定している。

- ア) 附属書Ⅲに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）
- イ) 附属書Ⅲに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物
- ウ) 締約国の国内法令により有害とされている廃棄物

これらのことを具体的に示したリストが附属書Ⅲである。附属書Ⅲには、原則として規制対象となるものが、附属書Ⅲには、原則として規制対象外となるものが示されている。

表1 パーゼル条約における附属書 A表

A 1 金属の廃棄物及び金属を含む廃棄物	A 1 0 1 0	次のいずれかの金属の廃棄物及び当該金属の合金から成る廃棄物（B表に特に掲げるものを除く。） アンチモン、砒素、ベリリウム、カドミウム、鉛、水銀、セレン、テルル、タリウム
	A 1 0 2 0	次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物（塊状の金属のものを除く。） アンチモン、アンチモン化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、カドミウム、カドミウム化合物、鉛、鉛化合物、セレン、セレン化合物、テルル、テルル化合物
	A 1 0 3 0	次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、タリウム、タリウム化合物
	A 1 0 4 0	次のいずれかを成分として含む廃棄物 金属カルボニル、六価クロム化合物
	A 1 0 5 0	めっき汚泥
	A 1 0 6 0	金属の酸洗いから生ずる廃液
	A 1 0 7 0	亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓並びにジャロサイト、赤鉄鉱等の粉じん及び汚泥
	A 1 0 8 0	B表に掲げられていない亜鉛の廃棄物の残滓で、附属書 の特性を示すのに十分な濃度で鉛及びカドミウムを含むもの
	A 1 0 9 0	絶縁銅線の焼却から生ずる灰
	A 1 1 1 0	銅の電解精錬及び電解採取工程から生ずる使用済み電解液
	A 1 1 2 0	銅の電解精錬及び電解採取工程における電解液の浄化設備から生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）
	A 1 1 3 0	溶解した銅を含む使用済みエッチング溶液
	A 1 1 4 0	塩化第二銅及びシアン化銅触媒の廃棄物
	A 1 1 5 0	B表に掲げられていない印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰（注1）
	A 1 1 6 0	鉛蓄電池の廃棄物（破碎されているかいないかを問わない。）
	A 1 1 7 0	分別されていない電池の廃棄物
	A 1 1 8 0	電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注2）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含む物又は附属書 に掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書の成分（例えばカドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B 1 1 1 0参照）（注3） 注1 B表の対象項目（B 1 1 6 0）は、例外を明記していない。 注2 この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。 注3 PCBについては濃度が1キログラムにつき50ミリグラム以上のもの
A 2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物	A 2 0 1 0	陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず
	A 2 0 2 0	液状又は泥状の無機フッ素化合物の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
	A 2 0 3 0	触媒の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
	A 2 0 4 0	化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物（附属書 の特性を示す程度に附属書の成分を含む場合に限る。）（B表の関連項目B 2 0 8 0参照）
	A 2 0 5 0	石綿の廃棄物（粉じん及び繊維状のもの）
	A 2 0 6 0	石炭火力発電所の飛灰で附属書 の特性を示すのに十分な濃度で附属書 の物質を含むもの（B表の関連項目B 2 0 5 0参照）
A 3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物	A 3 0 1 0	石油コークス及びビチューメンの製造及び処理から生ずる廃棄物
	A 3 0 2 0	当初に意図した使用に適しない鉱油
	A 3 0 3 0	鉛アンチノック剤の汚泥を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物
	A 3 0 4 0	熱交換用媒体として使用された液体の廃棄物
	A 3 0 5 0	樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目4 0 2 0参照）
	A 3 0 6 0	ニトロセルロースの廃棄物
	A 3 0 7 0	液状又は泥状のフェノールの廃棄物又はフェノール化合物の廃棄物（クロロフェノールを含む。）
	A 3 0 8 0	エーテルの廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

	A 3 0 9 0	革の粉じん、灰、汚泥及び粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目3100参照）
	A 3 1 0 0	革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目3090参照）
	A 3 1 1 0	獣皮のくず（六価クロム化合物、駆除剤又はウイルスをうつしやすい物質を含むものに限る。）（B表の関連項目B3110参照）
	A 3 1 2 0	寸断から生ずる軽量片（けば）
	A 3 1 3 0	有機りん化合物の廃棄物
	A 3 1 4 0	ハロゲン化されていない有機溶剤の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
	A 3 1 5 0	ハロゲン化された有機溶剤の廃棄物
	A 3 1 6 0	有機溶剤の回収作業から生ずる非水溶性の蒸留残滓（ハロゲン化されているかいないかを問わない。）
	A 3 1 7 0	ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造から生ずる廃棄物（例えば、クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル及びエピクロロヒドリン）
	A 3 1 8 0	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、ポリ塩化ナフタレン（PCN）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品で、濃度が1キログラムにつき50ミリグラム以上のもの（注）
	A 3 1 9 0	有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓（アスファルトセメントを除く。） 注 1キログラムにつき50ミリグラムの濃度は、すべての廃棄物に対し国際的に実地的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特定の廃棄物につき、より低い規制濃度（例えば、1キログラムにつき20ミリグラム）が設けられている。
A 4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物	A 4 0 1 0	医薬品の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
	A 4 0 2 0	医療及びその関連廃棄物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療又は類似の行為から生ずる廃棄物及び病院その他の施設において患者の検査若しくは治療又は研究事業の間に発生した廃棄物をいう。）
	A 4 0 3 0	駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（規格外の、使用期限を過ぎた（注1）又は当初に意図した使用に適しない駆除剤及び除草剤のものを含む。）
	A 4 0 4 0	木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（注2）
	A 4 0 5 0	次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物 無機シアン化合物（貴金属を含有する固形状の残滓で無機シアン化合物を微量に含むものを除く。）有機シアン化合物
	A 4 0 6 0	油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
	A 4 0 7 0	インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B4010）
	A 4 0 8 0	爆発性の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
	A 4 0 9 0	酸性又は塩基性の溶液の廃棄物
	A 4 1 0 0	産業排ガス浄化のための公害防止装置から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
	A 4 1 1 0	次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物 ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾジオキシン類
	A 4 1 2 0	過酸化物を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物
	A 4 1 3 0	包装材又は容器の廃棄物で、附属書の有害な特性を示すのに十分な濃度で附属書の物質を含むもの
	A 4 1 4 0	附属書の分類に対応し及び附属書の有害な特性を示す化学物質で、規格外の又は使用期限を過ぎた（注1）ものから成り又はこれを含む廃棄物
	A 4 1 5 0	研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質で、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの

A 4 1 6 0	<p>B表に掲げられていない使用済みの活性炭（B表の関連項目B 2 0 6 0参照）</p> <p>注1 「使用期限を過ぎた」とは、製造業者が推奨する期間内に使用されなかったことをいう。</p> <p>注2 この項目は、木材保存用薬品で処理された木材を含まない。</p>
-----------	---

出所：経済産業省、環境省資料より作成

表2 パーゼル条約における附属書 B表

B 1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物	B 1 0 1 0	<p>金属及び合金の廃棄物で、金属状の及び飛散性を有しない形状のもの 貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。） 鉄鋼のくず、銅のくず、ニッケルのくず、アルミニウムのくず、亜鉛のくず すずのくず、タングステンのくず、モリブデンのくず、タンタルのくず、マグネシウムのくず、コバルトのくず、ビスマスのくず、チタンのくず、ジルコニウムのくず、マンガンのくず、ゲルマニウムのくず、バナジウムのくず、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びガリウムのくず、トリウムのくず 希土類金属のくず</p>
	B 1 0 2 0	<p>次の清浄な及び汚染されていない金属（合金を含む。）のくずで、最終形状が塊状のもの（薄板、板、梁材、棒等） アンチモンのくず、ベリリウムのくず、カドミウムのくず、鉛のくず（鉛蓄電池を除く。）、セレンのくず、テルルのくず</p>
	B 1 0 3 0	残滓を含む耐火性の金属
	B 1 0 4 0	発電用の部品のくずで、有害なものとなる程度に潤滑油、PCB又はPCTで汚染されていないもの
	B 1 0 5 0	非鉄金属混合物の重量片のくず（附属書 の特性を示すのに十分な濃度で附属書の物を含むものを除く。）
	B 1 0 6 0	金属状のセレンの廃棄物及びテルルの廃棄物（粉末を含む。）
	B 1 0 7 0	飛散性を有する形状の銅又は銅合金（附属書 の特性を示すのに十分な濃度で附属書の物を含むものを除く。）
	B 1 0 8 0	亜鉛の灰及び残滓（飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、附属書の特性を示す濃度で附属書の成分を含むもの又はH 4 . 3の有害な特性を示すものを除く。）
	B 1 0 9 0	規格に適合する電池（鉛、カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。）の廃棄物
	B 1 1 0 0	<p>金属の溶解、製錬及び精製から生ずる金属を含有する廃棄物 ハードジンクスペルター 亜鉛を含むドロス 厚板の亜鉛めっきに伴い上部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が9 0パーセントを超えるもの） 厚板の亜鉛めっきに伴い下部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が9 2パーセントを超えるもの） 亜鉛のダイカストドロス（亜鉛の含有率が8 5パーセントを超えるもの） 厚板の溶融亜鉛めっき（連続工程でないもの）に伴い生ずるドロス（亜鉛の含有率が9 2パーセントを超えるもの） 亜鉛のススキミング アルミニウムのススキミング（又はスキム）（ソルトスラグを除く。） 銅の処理又は精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ（附属書 の有害な特性を示す程度に砒素、鉛又はカドミウムを含むものを除く。） 銅の製錬に用いる耐火性の内張り（るつぽを含む。）の廃棄物 貴金属の精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ タンタルを含有するすずのスラグで、すずの含有率が0 . 5パーセント未満のもの</p>

	B 1 1 1 0	電気部品及び電子部品 金属又は合金のみから成る電子部品 電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書 に掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書 の成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書 に掲げる特性のいずれも有しない程度にこれを除去したもの（A表の関連項目A 1 1 8 0参照） 直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）
	B 1 1 2 0	次のいずれかを含む使用済み触媒（触媒） A表に掲げる触媒（使用済み触媒、液体の使用済み触媒その他の触媒）の廃棄物を除く遷移金属 スカンジウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、イットリウム、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、ハフニウム、タンタル、タングステン、レニウム、ランタノイド（希土類金属）、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、サマリウム、ユーロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム
	B 1 1 3 0	貴金属を含有する浄化された使用済み触媒
	B 1 1 4 0	貴金属を含有する固形状の残渣で、無機シアン化合物を微量に含むもの
	B 1 1 5 0	飛散性を有する非液状の貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）及び当該貴金属の合金の廃棄物で、適切に梱包され及び表示されたもの
	B 1 1 6 0	印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰（A表の関連項目A 1 1 5 0参照）
	B 1 1 7 0	写真用フィルムの焼却から生ずる貴金属の灰
	B 1 1 8 0	ハロゲン化銀及び銀を含む写真用フィルムの廃棄物
	B 1 1 9 0	ハロゲン化銀及び銀を含む写真用の紙の廃棄物
	B 1 2 0 0	鉄鋼の製造から生ずる粒状スラグ
	B 1 2 1 0	鉄鋼の製造から生ずるスラグ（二酸化チタン及びバナジウムの原料となるスラグを含む。）
	B 1 2 2 0	亜鉛の製造から生ずるスラグで、科学的に安定し、鉄の含有率が高く（20パーセントを超えていること）、主として建設に関する工業規格（例えば、DIN 4 3 0 1）に従って処理されたもの
	B 1 2 3 0	鉄鋼の製造から生ずるミルスケール
	B 1 2 4 0	酸化銅のミルスケール 注1 当初附属書 の物による汚染の程度が低い場合であっても、再生工程を含むその後の工程による断片における当該附属書 の物の濃度を著しく高めることがある。 注2 亜鉛の灰の位置付けは、現在検討されており、亜鉛の灰は危険な物品ではないという国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の勧告がある。 注3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。 注4 再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。 注5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。
B 2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物	B 2 0 1 0	採掘作業から生ずる廃棄物で、飛散性を有しない形状のもの 天然黒鉛の廃棄物 スレートの廃棄物（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により単に切っただけであるかないかを問わない。） 雲母の廃棄物 白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイトの廃棄物 長石の廃棄物 ほたる石の廃棄物 固形状のけい素の廃棄物（鑄造作業で使用されるものを除く。）

	B 2 0 2 0	飛散性を有しない形状のガラスの廃棄物 ガラスくずその他のガラスの廃棄物（陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるものを除く。）
	B 2 0 3 0	飛散性を有しない形状のセラミックスの廃棄物 サーメット（金属とセラミックスの複合材）の廃棄物及びくず セラミックスファイバー
	B 2 0 4 0	無機物を主成分とする他の廃棄物 排煙脱硫（F G D）により生産される部分的に精製された硫酸カルシウム 建物の取り壊しから生ずる石膏の廃棄物又はプラスター板の廃棄物 銅の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（20パーセントを超えていること）、主として建設又は研磨に関する工業規格（例えばD I N 4 3 0 1及びD I N 8 2 0 1）に従って処理されたもの 固形状の硫黄 カルシウムシアナミドの製造から生ずる石灰石（水素イオン濃度指数が9未満のもの） 塩化ナトリウム、塩化カリウム及び塩化カルシウム カーボランダム（炭化けい素） 壊れたコンクリート リチウム - タンタル及びリチウム - ニオブを含むガラスのくず
	B 2 0 5 0	石炭火力発電所から生ずる飛灰（A表に掲げるものを除く。）（A表の関連項目A 2 0 6 0参照）
	B 2 0 6 0	使用済みの活性炭（飲料水の処理、食品工業の加工及びビタミンの製造から生ずるもの）（A表の関連項目A 4 1 6 0参照）
	B 2 0 7 0	ふっ化カルシウムの汚泥
	B 2 0 8 0	化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物（A表に掲げるものを除く。）（A表の関連項目A 2 0 4 0参照）
	B 2 0 9 0	石油コークス又はピッチューメンから成る陽極端で、鉄鋼又はアルミニウムの製造に伴って使用され及び通常の工業規格に従って浄化されたもの（塩化アルカリ電解及び冶金産業から生ずる陽極端を除く。）の廃棄物
	B 2 1 0 0	アルミニウムの水和物の廃棄物、酸化アルミニウムの廃棄物又は酸化アルミニウムの生産から生ずる残滓（ガスの浄化、沈殿又は濾過工程に使用された物を除く。）参照）
	B 2 1 1 0	ボーキサイトの残滓（「赤泥」）（水素イオン濃度指数が11.5未満に調整されたもの）
	B 2 1 2 0	酸性又は塩基性の溶液の廃棄物で、水素イオン濃度指数が2を超え11.5未満のもののうち腐食性その他の有害性を有しないもの（A表の関連項目A 4 0 9 0
B 3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物	B 3 0 1 0	固形状のプラスチックの廃棄物 次のプラスチック又はプラスチックの混合物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの ハロゲン化されていない重合体及び共重合体のくずで、次のものを含むがこれらに限定されない。（注1） エチレン、スチレン、ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート、アクリロニトリル、ブタジエン、ポリアセタール、ポリアミド、ポリブチレンテレフタレート、ポリカーボネート、ポリエーテル、ポリフェニレン硫化物、アクリル重合体、アルカンC 1 0 - C 1 3（可塑剤）、ポリウレタン（C F C sを含むものを除く。）、ポリシロキサン、ポリメタクリル酸メチル、ポリビニルアルコール、ポリビニルブチラール、ポリビニルアセテート 次のいずれかを含む硬化した樹脂又は縮合物の廃棄物 尿素ホルムアルデヒド樹脂、フェノールホルムアルデヒド樹脂、メラミンホルムアルデヒド樹脂、エポキシ樹脂、アルキド樹脂、ポリアミド 次のいずれかのふっ化重合体の廃棄物（注2） パーフルオロエチレン プロピレン（F E P）、パーフルオロアルコキシアルカン（P F A）、パーフルオロアルコキシアルカン（M F A）、ふっ化ポリビニル（P V F）、ふっ化ポリビニリデン（P V D F）

	B 3 0 2 0	<p>紙、板紙及び紙製品の廃棄物  次の物で有害廃棄物と混合されていないもの  紙又は板紙の廃棄物及びくずで、次のもの  さらしてない紙又は板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの  その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したのものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）のもの  主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）のもの  その他のもの（(1)積層した板紙(2)分別されていないくずを含むが、これらに限定されない。）</p>
	B 3 0 3 0	<p>繊維の廃棄物  次の物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの  絹の廃棄物（操糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）  カード及びコームのいずれもしてないもの  その他のもの  羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）  羊毛又は織獣毛のノイル  羊毛又は織獣毛のその他のもの  粗獣毛のもの  綿の廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）  糸くず  反毛した繊維  亜麻のトウ及び廃棄物  大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）  ジュートその他の紡織用靱皮繊維（亜麻、大麻及びラミーを除く。）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）  サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）  ココヤシのトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）  アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）のトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）  ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含むものとし、他に該当するものを除く。）  人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）で、次のもの  合成繊維のもの  人造繊維のもの  中古の衣類その他の繊維製品  使用されたぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）  分別したもの  その他のもの</p>
	B 3 0 4 0	<p>ゴムの廃棄物  他の廃棄物と混合されていないもので、次の物  硬質ゴム（例えば、エポナイト）の廃棄物又はくず  その他のゴムの廃棄物（他に該当するものを除く。）</p>
	B 3 0 5 0	<p>処理されていないコルク又は木材の廃棄物  木くず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結されてあるかないかを問わない。）  コルクくず及び破碎し、粒にし、又は粉碎したコルク</p>

	B 3 0 6 0	農業食品産業から生ずる廃棄物で、ウイルスをうつしやすいものでないもの ぶどう酒かす 飼料用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの（ペレット状であるか否かを問わないものとし、他に該当するものを除く。） デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理から生ずる残滓骨及びホーンコア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し、又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。） 魚のもの カカオ豆の殻、皮その他のもの 農業食品工業から生ずるその他のもの（人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。）
	B 3 0 7 0	次の廃棄物 人髪のもの わらのもの 動物の飼料用に供するためのペニシリンの製造から生ずる不活性化した菌類の菌糸体
	B 3 0 8 0	ゴムの切りくず及び廃棄物
	B 3 0 9 0	革製品の製造に適しない革又はコンポジションレザーの切りくずその他の廃棄物（六価クロム化合物又は駆除剤を含むもの及び汚泥を除く。）（A表の関連項目A 3 1 0 0参照）
	B 3 1 0 0	革の粉じん、灰、汚泥又は粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものを除く。）（A表の関連項目A 3 0 9 0参照）
	B 3 1 1 0	獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又はウイルスをうつしやすい物質を含むものを除く。）（A表の関連項目A 3 1 1 0参照）
	B 3 1 2 0	食品着色料から成る廃棄物
	B 3 1 3 0	過酸化物を生成しない重合体エーテルの廃棄物及び有害でない単量体エーテルの廃棄物
	B 3 1 4 0	空気タイヤ（条約附属書 Aの作業が予定されるものを除く。） 注1 このようなくずは、完全に重合化されていないと理解される。 注2 消費者によって捨てられた廃棄物は、この項目から除く。 廃棄物は、混合してはならない。 野外で行う焼却の方法から生ずる問題を考慮する。
B 4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物	B 4 0 1 0	主として水をもととする塗料、ラテックスの塗料、インキ及び硬化ワニスから成る廃棄物（有害なものとする程度に有機溶剤、重金属又は駆除剤を含むものを除く。）（A表の関連項目A 4 0 7 0参照）
	B 4 0 2 0	樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物で、A表に掲げられていないもの又は附属書 の特性を示す程度に溶剤その他の汚染物質を含まないもの（例えば、水をもととするもの又はカゼインでん粉、デキストリン、セルロースエーテル若しくはポリビニルアルコールをもととする膠着剤）（A表の関連項目A 3 0 5 0参照）
	B 4 0 3 0	使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの

出所：経済産業省および環境省資料より作成

表3 附属書 A表(最終処分目的)

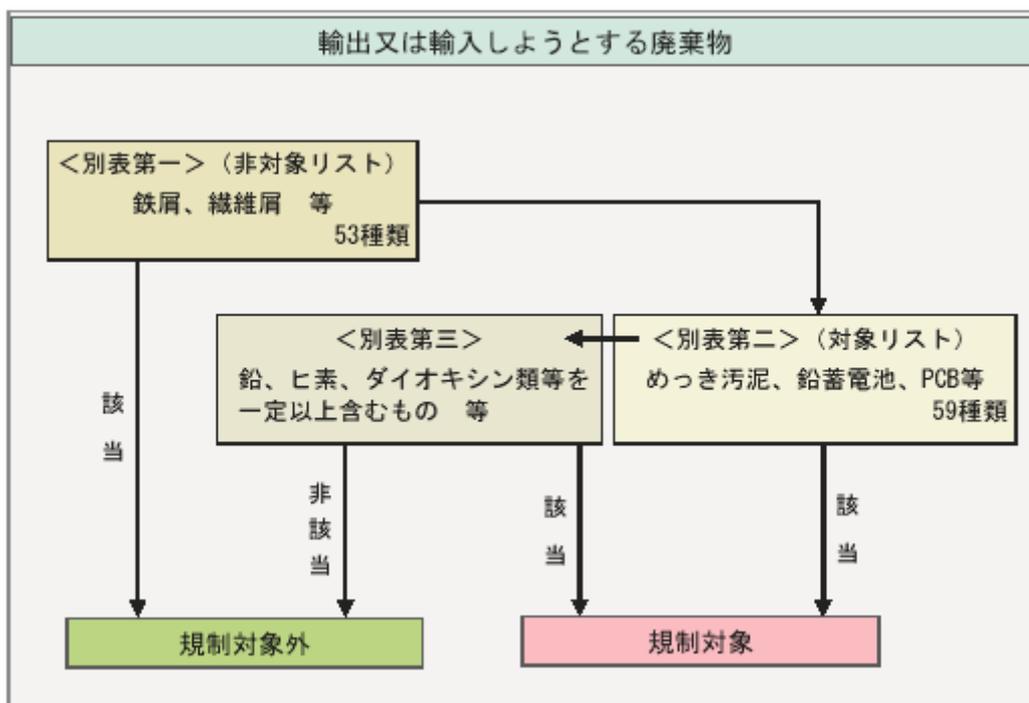
D 1	地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)
D 2	土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
D 3	地中の深部への注入(例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
D 4	表面貯留(例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。)
D 5	特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。)
D 6	海洋を除く水域への放出
D 7	海洋への放出(海底下への挿入を含む。)
D 8	この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D 9	この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの(例えば、蒸発、乾燥、焼、中和、沈殿) 煏焼、中和、沈殿)
D 1 0	陸上における焼却
D 1 1	海洋における焼却
D 1 2	永久保管(例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。)
D 1 3	このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D 1 4	このA表に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D 1 5	このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

出所：経済産業省および環境省資料より作成

表4 附属書 B表(資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく作業)

R 1	燃料としての利用(直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
R 2	溶剤の回収利用又は再生
R 3	溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R 4	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R 5	その他の無機物の再生利用又は回収利用
R 6	酸又は塩基の再生
R 7	汚染の除去のために使用した成分の回収
R 8	触媒からの成分の回収
R 9	使用済みの油の精製又はその他の再利用
R 10	農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R 11	R 1 から R10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
R 12	R 1 から R11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R 13	このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

出所：経済産業省および環境省資料より作成

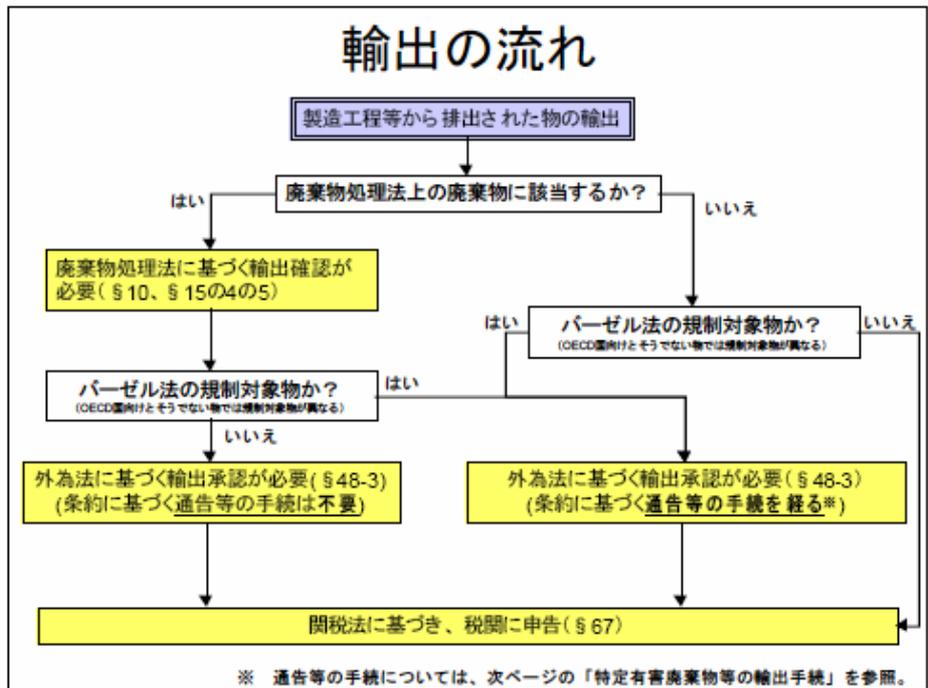


出所：経済産業省および環境省資料

図2 パーゼル法における規制対象物質

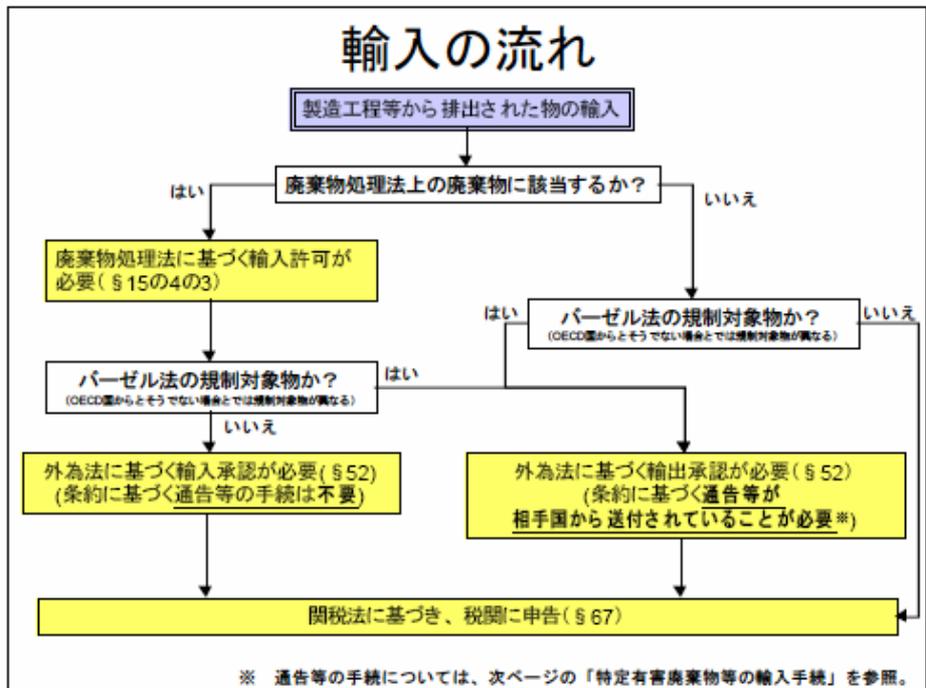
パーゼル条約の附属書 Ⅰ に対応して、パーゼル法においても「特定有害廃棄物等」として規制対象となるもの、規制対象外となるものを告示（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」）において具体的に示している。

原則として、規制の対象外となるものが別表第一、規制の対象外となるものが別表第二である。別表第一、別表第二に掲載されていないものについては、別表第三で判断する。



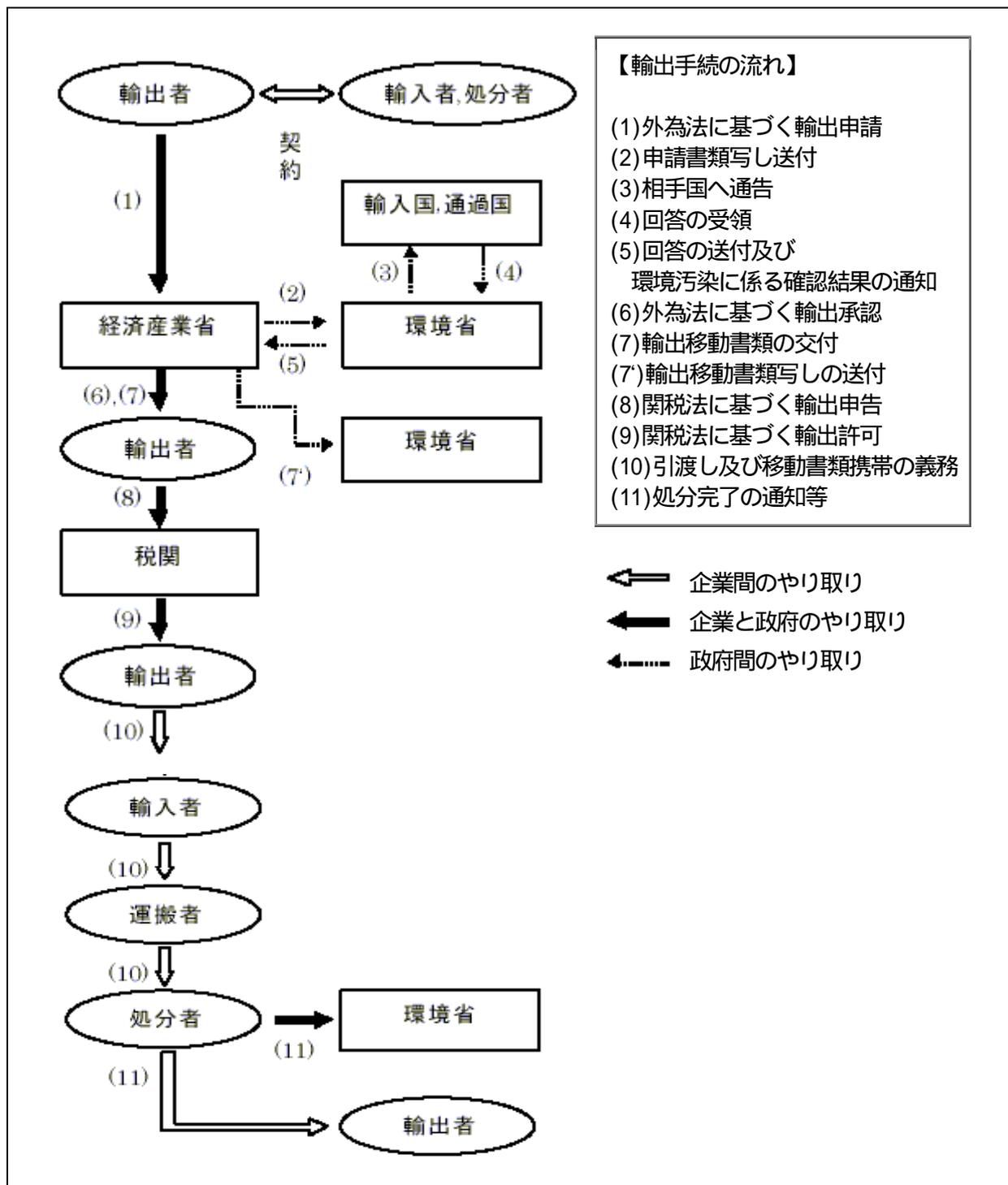
出所：経済産業省および環境省資料

図3 輸出時におけるバーゼル法と廃棄物処理法の対象範囲



出所：経済産業省および環境省資料

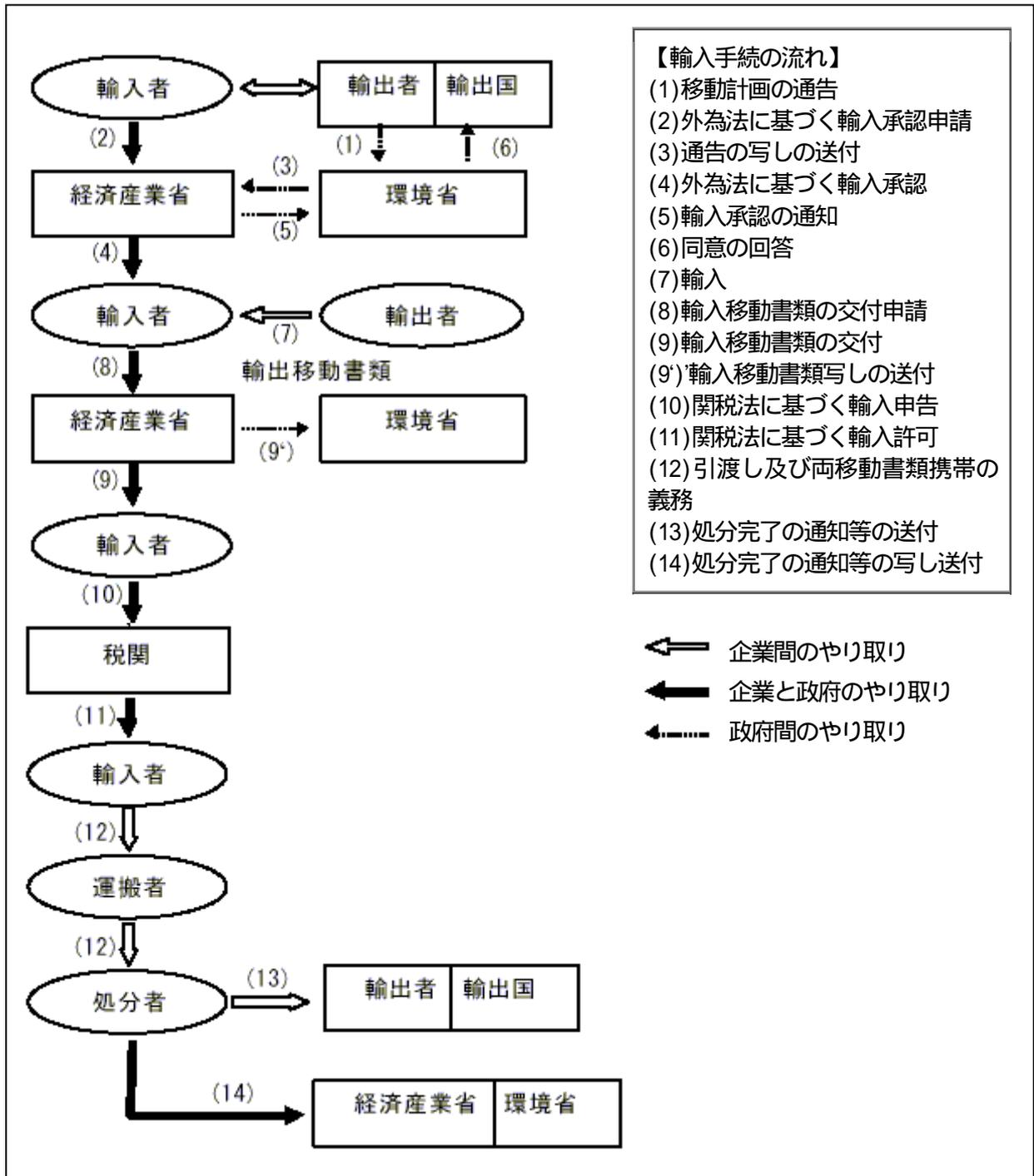
図4 輸入時におけるバーゼル法と廃棄物処理法の対象範囲



出所：経済産業省および環境省資料

図5 輸出時の手続きの流れ

- ・ 環境大臣は、輸出国から特定有害廃棄物等の我が国への輸出について書面による通告を受領したときは、その写しを経済産業大臣に送付するとともに、パーゼル法に基づき環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し説明を求め、意見を述べることができる。
- ・ 環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認の回答を受けたときは、その旨を輸出国に通告する。
- ・ 経済産業大臣は、輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときには、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入移動書類を交付する。

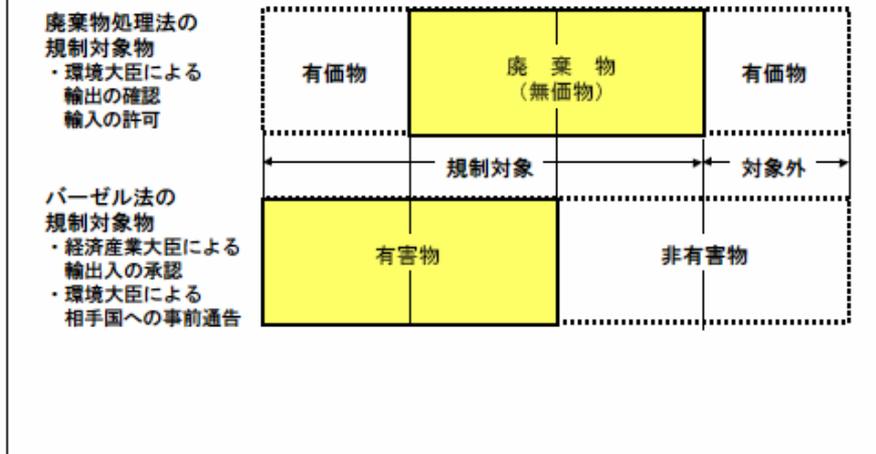


出所：経済産業省および環境省資料

図6 輸入時の手続きの流れ

- ・ 経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。
- ・ 環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。
- ・ 環境大臣が出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は、輸出者に対し、輸出を承認する。
- ・ 経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、輸出者に対し、速やかに、輸出移動書類を交付する。

## バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象



出所：経済産業省および環境省資料

図7 バゼル法と廃棄物処理法の規制対象

### (国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

### <一般廃棄物の輸出>

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
  - 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。
  - 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。
  - 四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 市町村
    - ロ その他環境省令で定める者
- 2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。
- 一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるもの
  - 二 国その他の環境省令で定める者

### (輸入の許可)

第十五条の四の四 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、国その他の環境省令で定める者には、適用しない。
- 3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

図8 廃棄物処理法関連条文（1 / 2）

二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの

ロ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者(イに掲げるものを除く。)

ハ その他環境省令で定める者

4 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(国外廃棄物を輸入した者の特例)

第十五条の四の五 国外廃棄物を輸入した者(事業者であるものを除く。)は、第十一条第一項、第十二条第一項から第五項まで及び第十二条の二第一項から第五項までの規定の適用については、事業者とみなす。

(準用)

第十五条の四の六 第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者(自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。)」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 第十二条の三第一項(産業廃棄物管理票(マニフェスト))及び第十二条の五第一項(電子情報処理組織の使用)の規定は、国外廃棄物を輸入した者(その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。)について準用する。

図8 廃棄物処理法関連条文(2/2)

## <OECDルール>

### 第11条 二国間の、多数国間の及び地域的な協定

1. 第4条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。
2. 締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めであつて、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従って行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。

出所：経済産業省および環境省資料より作成(強調、下線は追記した)

図9 パーゼル条約第11条

表5 OECDルールにおけるグリーンリスト(附属書3)

第1部: パーゼル条約附属書 に掲げる廃棄物
<p>本決定の目的のために、</p> <p>(a) パーゼル条約附属書 にあるリストAに関する注釈は、本決定附属書4に関する注釈として理解されるものとする。</p> <p>(b) パーゼル条約のB1020中の用語「塊状のもの」には、全ての飛散性を有しない形状の金属スクラップが含まれるものとする。</p> <p>(c) 「銅の処理から生ずるスラグ」等に関するパーゼル条約のB1100は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGB040を適用するものとする。</p> <p>(d) パーゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGC010及びGC020を適用するものとする。</p> <p>(e) パーゼル条約のB2050は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGG040を適用するものとする。</p> <p>(f) パーゼル条約のB3010にあるふっ化重合体の廃棄物に関する記載には、ふっ化エチレン重合体及び共重合体(PTFE)も含むものとする。</p>
第2部: 次に掲げる廃棄物にも緑級規制手続が適用される。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属性、非飛散性形態の金属及び合金(注6)</li> <li>・金属の溶解、精錬又は精製に伴い生ずる金属を含む廃棄物</li> <li>・金属を含むその他の廃棄物</li> <li>・次の金属性、飛散性形態の金属及び合金</li> <li>・非飛散性形態のガラスの廃棄物</li> <li>・非飛散性形態の陶磁器の廃棄物</li> <li>・無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのあるその他の廃棄物</li> <li>・固形状の廃プラスチック類</li> <li>・繊維の廃棄物</li> <li>・食品工業から生ずる廃棄物</li> <li>・なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる廃棄物</li> </ul>

出所: 経済産業省および環境省資料より作成

表6 OECDルールにおけるアンバーリスト(附属書4)

第部: パーゼル条約附属書 及び に掲げる廃棄物
<p>本決定の目的のために、</p> <p>(a) パーゼル条約附属書 にあるリストBに関する注釈は、本決定附属書3に関する注釈として理解されるものとする。</p> <p>(b) パーゼル条約のA1010中の用語「B表(附属書 )に特に掲げるものを除く」は、附属書3の第1部にあるパーゼル条約のB1020及びその注釈の両方を言及したものとする。</p> <p>(c) パーゼル条約A1180及びA2060は適用せず、代わりに附属書3にあるOECDのGC010、GC020及びGC040を適切な場合には適用する。加盟国はこれらの廃棄物を、附属書3又は4に掲げられていない廃棄物に関する本決定第2章B条6の規定、及び、附属書3の前書きに基づき、規制することができる。</p> <p>(d) パーゼル条約のA4050には、Y33の無機シアン化合物を含有することから、使用済みのアルミニウムの精錬に用いる電解槽の内張りを含むものとする。シアンが破壊されている場合には、Y32のふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含有することから、使用済みの電解槽の内張りは第2部のAB120に該当する。</p>
第部: 次に掲げる廃棄物にも黄級規制手続が適用される
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属を含む廃棄物</li> <li>・無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある廃棄物</li> <li>・有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある廃棄物</li> <li>・無機物又は有機物を含むおそれのある廃棄物</li> <li>・有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある廃棄物</li> </ul>

出所: 経済産業省および環境省資料より作成

表7 廃棄物移動に関する二国間・多国間協定の例

報告国	締結相手国	適用範囲	締結時期	状況
カナダ	アメリカ	リカバリー及び/又は最終処分目的の有害廃棄物の越境移動	1986.10.28	施行 5年毎に見直し
ドイツ	ジンバブエ	ドイツへの廃棄物の輸入	1994.5.31	施行
マレーシア	アメリカ	米国へのマネジメント目的による有害廃棄物の輸出	1995.3.10	
メキシコ	アメリカ	有害廃棄物の越境移動	1986.11.12	1987年1月29日 施行
フィリピン	アメリカ	米国への有害廃棄物の輸出に関する枠組み合意	2001.9.20	期間限定で 2001年9月20日 施行

参考：バーゼル条約事務局ホームページより作成

(2) 規制手続

2段階の制度により、廃棄物の越境移動に適用される規制が具体化される：

**(a) 「緑」級規制手続**

緑級規制手続の対象となる廃棄物は、本決定附属書3に掲げる廃棄物である。当該附属書は2つの部分からなる。

- ・ 第1部：バーゼル条約附属書 に掲げる廃棄物。 この中のいくつかの物は、本決定の目的に合致させるための注釈が適用される。
- ・ 第2部：本決定附属書6に引用されている基準に照らし、OECD加盟国が緑級規制手続を適用することで合意した追加の廃棄物。

緑級規制手続は、C条に示されている。

**(b) 「黄」級規制手続**

黄級規制手続の対象となる廃棄物は、本決定附属書4に掲げる廃棄物である。当該附属書は2つの部分からなる。

- ・ 第1部：バーゼル条約附属書 及び に掲げる廃棄物。 この中のいくつかの物は、本決定の目的に合致させるための注釈が適用される。
- ・ 第2部：本決定附属書6に引用されている基準に照らし、OECD加盟国が黄級規制制度を適用することで合意した追加の廃棄物。

黄級規制手続は、D条に示されている。

出所：経済産業省および環境省資料より作成（強調、下線は追記した）

図10 OECDルールにおける規制手続（「緑」級規制および「黄」級規制）

<批准状況>

表8 バーゼル条約批准状況(2004年5月28日現在)

国連加盟国	バーゼル条約署名国	バーゼル条約批准国	改正バーゼル条約批准国
191	162	159	47

アジア	日本、韓国、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス人民民主共和国
北米	米国、カナダ
欧州	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギスタン、グルジア、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア連邦、オーストラリア、EC
中東	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン(回教共和国)、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン
中南米	アルゼンチン、アンチグア・バーブダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ベルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボアール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セイシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ
大洋州	キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプア・ニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、アルジェリア

注1：印は改正バーゼル条約(トータルバン)を批准している国を指す。

注2：「批准」とは、Accession、Acceptance、Approval、Formal confirmation、Ratification、Successionを指す。

注3：米国、アフガニスタン、ハイチについては、署名のみで、批准はしていない。

出所：バーゼル条約事務局ホームページより作成

## <改正バーゼル条約(トータルバン)>

### 条約改正(決定 / 1)の主な内容

(1) 附属書 の国(OECD、EC各国及びリヒテンシュタイン)から附属書 の国以外への附属書 A 目的(処分作業:最終処分目的)の有害廃棄物の輸出は即時禁止(注1参照)する。

(2) 附属書 の国から附属書 の国以外の国への附属書 B目的(処分作業:回収・再生目的)の本条約第1条(1)(a)に規定する有害廃棄物の輸出は、1997年12月31日までにフェーズアウト、又はその日をもって禁止(注1参照)する。

(注1)改正バーゼル条約(トータルバン)は、発効に必要な批准国数に達していないため、現在発効されていない。発効され次第、OECD諸国等から発展途上国に対する有害廃棄物輸出が全面禁止となる。

(必要批准国62ヶ国に対して、2004年5月現在47ヶ国批准)

(注2)附属書 に含まれる国の範囲については、リサイクルが環境上適切に行われる国であれば非OECD及び非EU諸国であっても附属書 に含めるべきか否かで様々な意見があるが、現在のところ、附属書 に関する検討は進めていくが、条約改正の発行までは附属書 は改正しないこととなっている。

出所:経済産業省資料および外務省ホームページ

図11 締約国会議における条約改正までの経緯、及び改正内容